

広島県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和五十二年広島県選挙管理委員会告示第六十号（選挙長等に支給する報酬等の額の定め）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

第一号中「一万八百円」を「一万二千二百円」に、「八千九百円」を「一万百円」に改める。